

# 半期報告書

(第15期中) 自 平成26年1月1日  
至 平成26年6月30日

クラウドゲート株式会社

東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地

(E05666)

# 目次

頁

表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	2
3. 関係会社の状況	2
4. 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1. 業績等の概要	3
2. 生産、受注及び販売の状況	4
3. 対処すべき課題	4
4. 事業等のリスク	5
5. 経営上の重要な契約等	5
6. 研究開発活動	5
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	6
第3 設備の状況	8
1. 主要な設備の状況	8
2. 設備の新設、除却等の計画	8
第4 提出会社の状況	9
1. 株式等の状況	9
(1) 株式の総数等	9
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	12
(4) ライププランの内容	12
(5) 発行済株式総数、資本金等の状況	12
(6) 大株主の状況	13
(7) 議決権の状況	13
2. 株価の推移	13
3. 役員の状況	13
第5 経理の状況	14
1. 中間財務諸表等	15
(1) 中間財務諸表	15
(2) その他	28
第6 提出会社の参考情報	29
第二部 提出会社の保証会社等の情報	30

[中間監査報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年9月24日
【中間会計期間】	第15期中（自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日）
【会社名】	クラウドゲート株式会社
【英訳名】	Crowd Gate Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤田 一郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地
【電話番号】	(03) 5209-1173
【事務連絡者氏名】	管理部長 甲野 誠哉
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地
【電話番号】	(03) 5209-1173
【事務連絡者氏名】	管理部長 甲野 誠哉
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第13期中	第14期中	第15期中	第13期	第14期
会計期間	自平成24年 1月1日 至平成24年 6月30日	自平成25年 1月1日 至平成25年 6月30日	自平成26年 1月1日 至平成26年 6月30日	自平成24年 1月1日 至平成24年 12月31日	自平成25年 1月1日 至平成25年 12月31日
売上高 (千円)	298,777	397,126	341,537	667,441	761,325
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△41,078	25,262	△6,238	△26,385	25,760
中間(当期)純利益又は中間 純損失(△) (千円)	95,053	24,117	△7,383	130,709	22,980
持分法を適用した場合の投資 利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	775,405	77,540	77,540	77,540	77,540
発行済株式総数 (株)	76,657	76,657	76,657	76,657	76,657
純資産額 (千円)	△72,134	△12,468	△20,988	△36,585	△13,605
総資産額 (千円)	196,054	243,824	278,683	223,142	254,220
1株当たり純資産額 (円)	△942.41	△162.66	△273.80	△477.27	△177.49
1株当たり中間(当期)純利 益金額又は1株当たり中間 (当期)純損失金額(△) (円)	1,239.98	314.61	△96.31	1,705.12	299.78
潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	△36.8	△5.1	△7.5	△16.4	△5.4
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	△117,801	30,121	△7,408	△110,367	48,516
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	△11,721	△12,959	△18,556	△23,551	△27,522
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	79,948	△10,158	38,149	90,684	△316
現金及び現金同等物の中間期 末(期末)残高 (千円)	51,215	74,558	100,417	67,554	88,232
従業員数 (人)	49	51	61	53	56
(外、平均臨時雇用者数)	(3)	(8)	(10)	(3)	(11)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、持分法を適用すべき関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、第13期中は、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、第13期、第14期中、第14期及び第15期中は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員の平均雇用人員数を( )外数で記載しております。

5. 当社は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 提出会社の状況

平成26年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
デジタルコンテンツ事業	61（10）

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員を含む。）は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動も和らぎつつあるものの、物価上昇懸念をみせるなど、景気は一進一退の状態が続いています。また、海外景気の下振れは、引き続き国内景気を下押しするリスクとなっております。

デジタルコンテンツ市場においては、スマートフォンやタブレットPCなどスマートデバイスの普及と多様化が進み、それに伴い、ソーシャルネットワーキングサービス、動画配信サイト、ソーシャルゲーム、コミュニケーションアプリなどにデジタルコンテンツの需要が拡大しております。

このような事業環境のなか、当社は、「『創る』を支援する。」を経営理念に掲げ、クリエイターへ活躍する場を提供するとともにクリエイター自身の技術向上に取り組むことにより、新規クリエイタービジネスを創出しております。

法人受託業務では、受託したものをつくるだけの営業体制から、成果物のクオリティの監修、ビジュアル表現に関するノウハウ提供を行う等、営業スタイルを変化させております。これにより、当社の付加価値がクライアントに一定の評価を得ることができ、イラストのテイストを統一させる案件等、大型案件の受注に繋がっております。しかし、ゲーム会社の新規で制作するタイトルが、コンテンツのリッチ化に伴い減少傾向となり、全体の受注件数が減少したことにより、前年同期比では減収となっております。

コンシューマー向けサービスでは、ウェブ・トーク・ロール・プレイングゲームの第10作目である冒険ファンタジーをテーマにした「ファナテック・ブラッド」を当中間会計期間にリリースいたしました。当中間会計期間末現在の当社の運営するタイトルは、学園ファンタジーのWT9「エリュシオン」、和風ファンタジーのWT8「舵天照」と合わせて3本の運営体制になっております。残念ながら、新タイトルのリリース前にユーザーのアイテム買い控えが影響し、当該サービスも前年同期比では減収となっております。

新たなサービスとして、当社がこれまでに蓄積したイラスト制作ノウハウを活用してeラーニングの「イラスト学校」を始めました。

この結果、当中間会計期間における業績は、売上高341,537千円（前年同期比14.0%減）、営業損失4,347千円（前年同期営業利益27,521千円）、経常損失6,238千円（前年同期経常利益25,262千円）、中間純損失7,383千円（前年同期中間純利益24,117千円）となりました。

#### (2) キャッシュ・フロー

当中間会計期間末における、現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は100,417千円となり、前中間会計期間末と比較して34.7%増加しております。また、当中間会計期間における、各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは7,408千円の資金の減少となりました。これは主に、税引前中間純損失6,238千円を計上したものであります。前中間会計期間は30,121千円の資金の増加であります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは18,556千円の資金の減少となりなりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出19,445千円があったものであります。前中間会計期間と比較して43.2%資金の使用額が増加しております。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは38,149千円の資金の増加となりました。これは、銀行の長期借入金の返済11,851千円を行ったものの、役員から運転資金として50,000千円の短期借入を行ったためであります。前中間会計期間は10,158千円の資金の減少であります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

該当事項はありません。

### (2) 受注状況

該当事項はありません。

### (3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間会計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)	前年同期比 (%)
デジタルコンテンツ事業 (千円)	341,537	△14.0
合計 (千円)	341,537	△14.0

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、デジタルコンテンツ事業のみの単一セグメントとなっております。

3. 前中間会計期間及び当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)		当中間会計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
CROOZ(株)	50,624	12.8	42,560	12.5

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### 4 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」からの重要な変更は以下のとおりであります。

当社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に疑義を生じさせるような事象又は状況その他当社の経営に重要な影響を及ぼす事象として継続企業の前提に関するリスクがあります。

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

##### ①継続企業の前提に関するリスク

当社は、当中間会計期間において、4,347千円の営業損失、6,238千円の経常損失及び7,383千円の間純損失を計上いたしました。これに加え、繰越損失金が存在するため、依然として20,988千円の債務超過となっております。その結果、当社が締結している借入に係る金銭消費貸借約定書に付されている財務制限条項に抵触しております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

なお、当該事象についての分析・検討内容及び解消・改善するための対応策は、「第2 事業の状況 7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (5)継続企業の前提に関する事項について」に記載しております。

##### ②借入金について

当中間会計期間におきまして、当社の資金需要に迅速な対応を図るために大株主である河端繁氏とクレジットライン契約の枠を40,000千円増額し、総額190,000千円のクレジットライン契約を同氏と締結しております。この契約に基づき、当中間会計期間末（平成26年6月30日）現在、同氏から総額185,000千円の借入を行っております。また、銀行からの借入金の合計残高47,544千円と社外取締役からの借入金185,000千円を合わせ、当社の借入金の合計額は232,544千円と、前事業年度末に比べ38,149千円増加し、総資産残高に対する借入金の割合は83.4%と高い割合になっております。

これにより、将来的な金利市場の変動が生じた場合、当社が締結している借入に係る金銭消費貸借約定書に付されている財務制限条項を行使された場合又は河端繁氏との関係に不測の事態が生じた場合は、当社の財政状態に影響を与える可能性があります。

#### 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

#### 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。



## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般的に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたりましては、資産・負債の評価及び収益・費用の認識について重要な会計方針に基づき見積り及び仮定による判断を行っており、経営者はこれらの見積り及び仮定に関して継続して評価を行っております。しかし、見積りには特有の不確実性があるため、実際の結果につきましては見積りと異なる可能性があります。

### (2) 財政状態について

当中間会計期間末の総資産は、278,683千円（前事業年度末254,220千円）で前期末比24,462千円増加しました。そのうち流動資産は199,925千円（前事業年度末187,014千円）で前期末比12,911千円増加、固定資産は78,757千円（前事業年度末67,206千円）で前期末比11,550千円増加となりました。これに対する当中間会計期間末の負債合計は、299,671千円（前事業年度末267,826千円）で前期末比31,845千円増加、流動負債は270,363千円（前事業年度末228,747千円）で前期末比41,616千円の増加、固定負債は29,308千円（前事業年度末39,079千円）で前期末比9,771千円減少となりました。

当中間会計期間末の純資産は、△20,988千円（前事業年度末△13,605千円）で前期末比7,383千円減少、自己資本比率は△7.5%となり、その結果、1株当たり純資産額は△273円80銭となりました。

### (3) 経営成績について

#### ①売上高

当中間会計期間における売上高は、法人向け受託制作件数が減少したことにより、341,537千円となりました。

詳細については、「第2「事業の状況」1「業績等の概要」（1）業績」に記載しております。

#### ②売上原価、販売費及び一般管理費

売上原価は全体で191,547千円となり、そのうち142,124千円がクリエイターへの外注費であります。売上高に占める売上原価の割合は全体で56.1%となりました。

販売費及び一般管理費は154,337千円となりました。主な内訳は、従業員給与手当69,425千円、減価償却費6,190千円、保守管理費13,726千円であります。

#### ③営業損失

営業損失は、△4,347千円となり、売上高営業損益率は、△1.3%となりました。

#### ④経常損失

営業外収益が61千円計上となり、支払利息1,079千円、訴訟関連費用755千円を計上して営業外費用合計が1,952千円となりました。この結果、経常損失△6,238千円となりました。

#### ⑤中間純損失

中間純損失は、△7,383千円となり、1株当たり中間純損失は、△96円31銭となりました。

### (4) 資本の財源及び資金の流動性について

「第2「事業の状況」1「業績等の概要」（2）キャッシュ・フロー」に記載しております。

(5) 継続企業の前提に関する事項について

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク 継続企業の前提に関するリスク」に記載しておりますように、当中間会計期間において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

継続企業の前提に関する事項

当社は、当中間会計期間において、4,347千円の営業損失、6,238千円の経常損失及び7,383千円の間純損失を計上いたしました。これに加え、繰越損失金が存在するため、依然として20,988千円の債務超過となっております。その結果、当社が締結している借入に係る金銭消費貸借約定書に付されている財務制限条項に抵触しております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

当社は、当該状況を解消すべく、中期事業計画を作成し、事業環境の変化に対応した事業形態及び組織の変更を行っていくことで、経営の効率化の実現を図っていく所存であります。

中期事業計画の具体的内容

(1)大株主からの借入金の条件変更

当社は、大株主である河端繁氏から総合計額185,000千円の借入を行っております。当該借入金を他の債権より劣後的に取り扱う条件に変更し、当社の財務再構築を図って参ります。

(2)営業制作体制の強化

①法人営業体制

2Dイラストを動かす技術に取り組む等、制作体制を新技術に対応させることにより、コンテンツのリッチ化に対応し、高額商品の販売へとつなげて参ります。

②同業他社との協業

コンシューマー事業において、現在3本のタイトルのオンラインゲームを運営しております。同業他社と協業して、現在運営しているオンラインゲームを進化させ、ライトユーザーの獲得等幅広い層へ働きかけることでコンシューマー売上の増加を実現します。

③クリエイター支援サービスの多角展開

当中間会計期間からクリエイターの制作技術の向上を目的にWeb上でのイラスト制作個別指導サービスを始めております。今後、クリエイター支援サービスを多角的に展開することにより、当社のクリエイターリソースが充実し、いろいろなビジネスチャンスに対応できるものと認識しております。

このような施策により、業績の拡大及び営業キャッシュ・フローの改善を図り、営業利益を確保することにより債務超過の解消を図っていく所存であります。しかしながら、資金繰りの改善を図るうえで重要な要素となる売上高の確保は、今後の市場環境及び取引先の方針等に依存することとなるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しておりません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間会計期間に以下の設備を取得いたしました。

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（千円）		従業員数 (人)
			ソフトウエ ア	合 計	
東京本社 (東京都 千代田区)	デジタル コンテンツ事業	オンラインサー ビスのシステム	19,445	19,445	61

(注) 上記金額には消費税等は含んでおりません。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 前事業年度末において計画中であった重要な設備の新設について当中間会計期間に完了したものは、ありません。
- (2) 当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	306,600
計	306,600

##### ②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数（株） （平成26年6月30日）	提出日現在発行数 （株） （平成26年9月24日）	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	76,657	76,657	非上場	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	76,657	76,657	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成26年7月15日取締役会決議		
	中間会計期間末現在 （平成26年6月30日）	提出日の前月末現在 （平成26年8月31日）
新株予約権の数（個）	—	37,000（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	—	37,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	—	（注）2
新株予約権の行使期間	—	平成26年8月15日～ 平成31年8月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	—	（注）3
新株予約権の行使の条件	—	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	—	（注）5
代用払込みに関する事項	—	（注）2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	（注）6

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の行使に際して、現物出資される財産の内容は、以下のとおりであります。

- ①本新株予約権の行使に際して出資される財産は、河端繁および当社との平成24年2月14日付融資枠契約書、平成24年6月11日付融資枠契約書およびそれらに付帯する覚書並びに平成26年8月1日付金銭消費貸借条件変更契約書に基づく貸金元本債権（以下、「本ローン債権」という。）とし、その価額は金185,000千円とする。
- ②本新株予約権の行使に際して出資される本ローン債権の債権額は、行使価額（下記④に定義する。）に本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。
- ③本新株予約権の行使に際して出資された本ローン債権は、当該債権額の範囲内において、当該出資と同時に弁済期が到来したものとみなされ、かつ混同により消滅する。
- ④本新株予約権の行使に際して出資される本ローン債権の当社普通株式1株あたりの価額（以下、「行使価額」という。）は、金5千円とする。ただし、行使価額は下記⑤に定めるところに従い調整される。
- ⑤当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、以下のとおりとなります。

- ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、本新株予約権の行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。
- ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ③本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権行使の条件は以下のとおりとなります。

- ①新株予約権者が、本ローン債権の全部を劣後債務から通常債務へ転換した場合は、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ②本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ③本ローン債権の全部が返済その他の理由により消滅した場合、本ローン債権の全部が消滅した日以降、本新株予約権の行使はできないものとする。

5. 本新株予約権は、当社以外に譲渡することができない。本新株予約権を当社に譲渡する場合は、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

## 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割（本ローン債権に係る債務が吸収分割により承継される場合に限る。）、新設分割（本ローン債権に係る債務が新設分割により承継される場合に限る。）、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本新株予約権者は再編対象会社の新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は再編対象会社の新株予約権に準用する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、注記1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注記2に準じて決定し、その価額は、注記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成26年8月15日から平成31年8月14日までの行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成26年8月15日から平成31年8月14日までの行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

注記3に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

注記4に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、または当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社株主総会の承認（株主総会による承認を行わない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に、注記4①または③に定める規定により、新株予約権者が本新株予約権の行使ができなくなった場合、当社は、本新株予約権を新株予約権者から無償で取得することができる。

③新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年1月1日～ 平成26年6月30日	—	76,657	—	77,540	—	—

## (6) 【大株主の状況】

平成26年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
藤田 一郎	東京都世田谷区	21,319	27.81
河端 隼平	東京都港区	17,667	23.05
河端 伸一郎	東京都港区	6,333	8.26
河端 繁	東京都港区	5,000	6.52
藤田 由里子	東京都世田谷区	5,000	6.52
藤田 勇佑	東京都世田谷区	5,000	6.52
内田 荘一郎	東京都港区	3,541	4.62
河端 雄樹	千葉県千葉市稲毛区	1,500	1.96
佐藤 宏樹	千葉県松戸市	1,300	1.70
野尻 貢司	東京都台東区	637	0.83
計	—	67,297	87.79

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 76,657	76,657	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	76,657	—	—
総株主の議決権	—	76,657	—

## ② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

## 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。



## 第5【経理の状況】

### 1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（平成26年1月1日から平成26年6月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人ハイビスカスによる中間監査を受けております。

### 3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社を有していないため、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当中間会計期間 (平成26年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	88,232	100,417
売掛金	86,835	85,123
たな卸資産	3,423	4,498
その他	9,473	9,901
貸倒引当金	△950	△14
流動資産合計	187,014	199,925
固定資産		
有形固定資産	※1 3,710	※1 2,996
無形固定資産		
ソフトウェア	48,187	66,473
ソフトウェア仮勘定	5,043	-
その他	395	395
無形固定資産合計	53,626	66,869
投資その他の資産		
破産更生債権等	63,869	63,869
その他	9,870	8,890
貸倒引当金	△63,869	△63,869
投資その他の資産合計	9,870	8,890
固定資産合計	67,206	78,757
資産合計	254,220	278,683
<b>負債の部</b>		
流動負債		
外注未払金	28,042	27,720
株主、役員又は従業員からの短期借入金	135,000	185,000
1年内返済予定の長期借入金	20,316	18,236
未払金	16,508	16,714
未払法人税等	2,290	1,145
賞与引当金	2,737	426
その他	23,853	21,121
流動負債合計	228,747	270,363
固定負債		
長期借入金	39,079	29,308
固定負債合計	39,079	29,308
負債合計	267,826	299,671

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当中間会計期間 (平成26年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	77,540	77,540
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△91,146	△98,529
利益剰余金合計	△91,146	△98,529
株主資本合計	△13,605	△20,988
純資産合計	△13,605	△20,988
負債純資産合計	254,220	278,683

## ②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)
売上高	397,126	341,537
売上原価	216,256	191,547
売上総利益	180,870	149,989
販売費及び一般管理費	153,349	154,337
営業利益又は営業損失(△)	27,521	△4,347
営業外収益	46	61
営業外費用	※1 2,305	※1 1,952
経常利益又は経常損失(△)	25,262	△6,238
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	25,262	△6,238
法人税、住民税及び事業税	1,145	1,145
法人税等合計	1,145	1,145
中間純利益又は中間純損失(△)	24,117	△7,383

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他利益剰余金		
		繰越利益剰余金		
当期首残高	77,540	△114,126	△36,585	△36,585
当中間期変動額				
中間純利益又は中間純損失 (△)		24,117	24,117	24,117
当中間期変動額合計	—	24,117	24,117	24,117
当中間期末残高	77,540	△90,009	△12,468	△12,468

当中間会計期間（自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他利益剰余金		
		繰越利益剰余金		
当期首残高	77,540	△91,146	△13,605	△13,605
当中間期変動額				
中間純利益又は中間純損失 (△)		△7,383	△7,383	△7,383
当中間期変動額合計	—	△7,383	△7,383	△7,383
当中間期末残高	77,540	△98,529	△20,988	△20,988

## ④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	25,262	△6,238
減価償却費	6,073	7,811
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△190	△936
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1,100	△2,311
受取利息及び受取配当金	△6	△8
支払利息	1,121	1,079
訴訟関連費用	945	755
売上債権の増減額 (△は増加)	△3,522	1,712
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,121	△1,075
外注未払金の増減額 (△は減少)	4,494	△416
未払金の増減額 (△は減少)	8	△725
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△2,235	△2,423
その他	3,555	△662
小計	33,284	△3,436
利息及び配当金の受取額	5	6
利息の支払額	△1,113	△1,111
訴訟関連費用の支払額	△903	△579
法人税等の支払額	△1,151	△2,287
営業活動によるキャッシュ・フロー	30,121	△7,408
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
無形固定資産の取得による支出	△14,441	△19,445
貸付金の回収による収入	290	376
敷金及び保証金の回収による収入	1,191	512
投資活動によるキャッシュ・フロー	△12,959	△18,556
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	—	50,000
長期借入金の返済による支出	△10,158	△11,851
財務活動によるキャッシュ・フロー	△10,158	38,149
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	7,004	12,184
現金及び現金同等物の期首残高	67,554	88,232
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 74,558	※ 100,417

## 【注記事項】

### (継続企業の前提に関する事項)

当社は、当中間会計期間において、4,347千円の営業損失、6,238千円の経常損失及び7,383千円の間純損失を計上いたしました。その結果、繰越利益剰余金がマイナス98,529千円となっており、依然として20,988千円の債務超過となっております。その結果、当社が締結している借入に係る金銭消費貸借約定書に付されている財務制限条項に抵触しております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

当社は、当該状況を解消すべく、中期事業計画を作成し、事業環境の変化に対応した事業形態及び組織の変更を行っていくことで、経営の効率化の実現を図っていく所存であります。

### 中期事業計画の具体的内容

#### (1)大株主からの借入金の条件変更

当社は、大株主である河端繁氏から総合計額185,000千円の借入を行っております。当該借入金を他の債権より劣後的に取り扱う条件に変更し、当社の財務再構築を図って参ります。

#### (2)営業制作体制の強化

##### ①法人営業体制

2Dイラストを動かす技術に取り組む等、制作体制を新技術に対応させることにより、コンテンツのリッチ化に対応し、高額商品の販売へとつなげて参ります。

##### ②同業他社との協業

コンシューマー事業において、現在3本のタイトルのオンラインゲームを運営しております。

同業他社と協業して、現在運営しているオンラインゲームを進化させ、ライトユーザーの獲得等幅広い層へ働きかけることでコンシューマー売上の増加を実現します。

##### ③クリエイター支援サービスの多角展開

当中間会計期間からクリエイターの制作技術の向上を目的にWeb上でのイラスト制作個別指導サービスを始めております。今後、クリエイター支援サービスを多角的に展開することにより、当社のクリエイターリソースが充実し、いろいろなビジネスチャンスに対応できるものと認識しております。

このような施策により、業績の拡大及び営業キャッシュ・フローの改善を図り、営業利益を確保することにより債務超過の解消を図っていく所存であります。しかしながら、資金繰りの改善を図るうえで重要な要素となる売上高の確保は、今後の市場環境及び取引先の方針等に依存することとなるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しておりません。



(重要な会計方針)

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法  
商品

移動平均法による原価法を採用しております。(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年～15年

工具、器具及び備品 3年～6年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。

4 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

※1 資産の金額から直接控除している減価償却累計額の額

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当中間会計期間 (平成26年6月30日)
有形固定資産の 減価償却累計額	10,670千円	11,383千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 営業外費用の主要項目は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)
支払利息	1,121千円	1,079千円
訴訟関連費用	945千円	755千円

2 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)
有形固定資産	1,394千円	713千円
無形固定資産	4,678千円	7,098千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	76,657	—	—	76,657

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	76,657	—	—	76,657

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)
現金及び預金	74,558千円	100,417千円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	74,558千円	100,417千円

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成25年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	88,232	88,232	—
(2) 売掛金	86,835	86,835	—
(3) 破産更生債権等 貸倒引当金 ※	63,869 △63,869		
	—	—	—
資産計	175,068	175,068	—
(1) 外注未払金	28,042	28,042	—
(2) 未払金	16,508	16,508	—
(3) 株主、役員又は従業員 からの短期借入金	135,000	135,000	—
(4) 1年内返済予定の長期借入金	20,316	20,316	—
(5) 未払法人税等	2,290	2,290	—
(6) 長期借入金	39,079	39,079	—
負債計	241,236	241,236	—

※ 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当中間会計期間（平成26年6月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	100,417	100,417	—
(2) 売掛金	85,123	85,123	—
(3) 破産更生債権等 貸倒引当金 ※	63,869 △63,869		
	—	—	—
資産計	185,540	185,540	—
(1) 外注未払金	27,720	27,720	—
(2) 未払金	16,714	16,714	—
(3) 株主、役員又は従業員 からの短期借入金	185,000	185,000	—
(4) 1年内返済予定の長期借入金	18,236	18,236	—
(5) 未払法人税等	1,145	1,145	—
(6) 長期借入金	29,308	29,308	—
負債計	278,124	278,124	—

※ 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

注1 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 破産更生債権等

破産更生債権等は、回収可能見込み額等を勘案し、貸倒見積高を控除した額を時価として算定してあります。

負債

(1)外注未払金、(2)未払金、(3)株主、役員又は従業員からの短期借入金、(5)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)1年内返済予定の長期借入金、(6)長期借入金

これらは、すべて変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

関連会社がないため記載しておりません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

当社は、デジタルコンテンツ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前中間会計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)
1株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間純損失金額(△)	314.61円	△96.31円
(算定上の基礎)		
中間純利益金額又は中間純損失金額(△)(千円)	24,117	△7,383
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益金額又は中間純損失金額(△)(千円)	24,117	△7,383
普通株式の期中平均株式数(株)	76,657	76,657
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、当社株式は非上場であり、潜在株式が存在しないため記載していません。

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当中間会計期間 (平成26年6月30日)
1株当たり純資産額	△177.49円	△273.80円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	△13,605	△20,988
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(千円)	△13,605	△20,988
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(株)	76,657	76,657

(重要な後発事象)

借入金の条件変更及び新株予約権の発行

当社は平成26年7月15日開催の取締役会において、大株主である河端繁氏からの借入金返済条件の変更及び同氏を割当先とする新株予約権を発行することを決議いたしました。

(1) 条件変更の内容

借入金185,000千円について、その元本返済を平成36年6月30日まで行わないものとしております。

また、当該借入金を劣後債務へ条件変更するにあたり、平成26年8月1日に同氏を割当先とする新株予約権を発行しております。

なお、当該新株予約権の詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(2) 条件変更の実施時期

平成26年8月1日

(3) 条件変更による影響

当事業年度において、貸借対照表の流動負債に計上している「株主、役員又は従業員からの短期借入金」は、固定負債の「株主、役員又は従業員からの長期借入金」に変更する予定であります。

(2) 【その他】

重要な訴訟事件等

当社は、過年度に旧経営陣による不適切な会計処理が行われていたことを起因として、金融庁より課徴金の納付命令を受け、その決定に基づき49,960千円を平成24年に支払っております。しかしながら、平成21年3月10日、平成21年11月2日及び平成22年12月1日提出した有価証券届出書に係る課徴金の総額18,710千円については、当社に帰責事由はないと考えております。このため、当該命令には不服であることから、平成24年11月20日付で国（法務大臣）を被告として、当該課徴金を取り消す判決を求めて東京地方裁判所へ提訴した結果、平成26年2月14日に当社の請求を棄却する判決が下されております。この判決を受けて当社は、平成26年2月24日に東京高等裁判所へ控訴をした結果、平成26年6月26日に当社の請求を棄却する判決が下されております。現在、これらの判決を不服として、最高裁判所へ上告しております。

また、過年度に旧経営陣による不適切な会計処理が行われていたことにより、その究明の調査費用、訂正有価証券報告書の作成費用及び監査報酬ならびに課徴金の納付等、多額の支出をしております。当社では、旧経営陣による不適切な会計処理が行われていたことにより多大な損害を被ったため、旧経営陣3名を被告として、これらの損害賠償請求を東京地方裁判所へ提訴しており、現在係争中であります。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第14期）（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）平成26年3月28日関東財務局長に提出

(2) 臨時報告書

平成26年7月16日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書であります。



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成26年9月24日

クラウドゲート株式会社  
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

指定社員	公認会計士	堀	俊介
業務執行社員			
指定社員	公認会計士	堀口	佳孝
業務執行社員			

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクラウドゲート株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（平成26年1月1日から平成26年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、クラウドゲート株式会社の平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成26年1月1日から平成26年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 強調事項

- 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当中間会計期間末において20,988千円の債務超過となっており、これにより会社が締結している借入に係る金銭消費貸借約定書に付されている財務制限条項に抵触している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間財務諸表に反映されていない。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年7月15日開催の取締役会において、大株主である河端繁氏からの借入金返済条件の変更及び同氏を割当先とする新株予約権を発行することを決議している。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。